

自費工事申請の手続きの流れ

道路施設を道路管理者ではない者が、道路施設を自費(自己負担)により改良工事等行う場合は、自費工事承認の申請が必要となります。

道路施設は、各種安全基準に基づき、設計・構成されていることから、通常は道路管理者以外の者による道路施設の改良工事等は認めていません。

このため、やむを得ず自費による工事申請を行うにあたっては、下記の手続きを経てください。

(申請までの流れ)

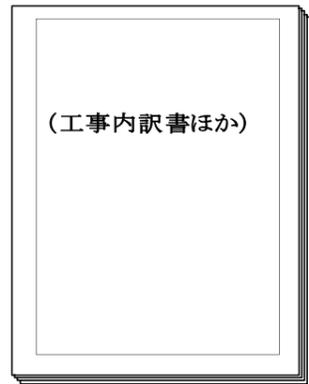
1 事前協議

申請予定者から、事前に場所・工事事項等の内容、期間などについて、協議を受け付けます。
これにより、そもそもの承認の可否などについて道路管理者が判断します。
下記連絡先に電話にてご連絡ください。

東京港管理事務所
港湾道路管理課
03(5463)0224

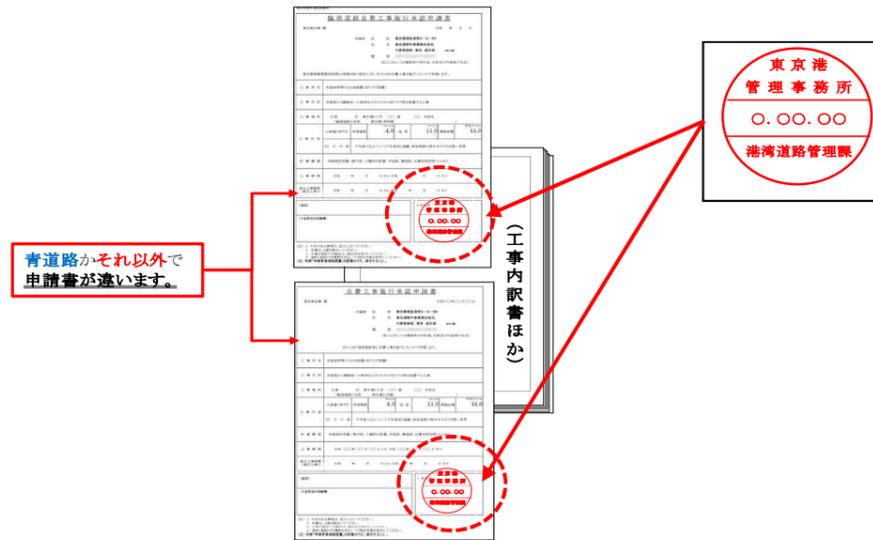
2 設計施工協議

申請書に添付予定の工事内訳書(施工方法、施工期間等工事の詳細や工事期間中の道路上の安全対策などを記したもの)に基づき、技術的な審査を行います。
内容によっては、承認が否、あるいは、変更を求める場合があります。
協議を経たのち、申請書を作成してく



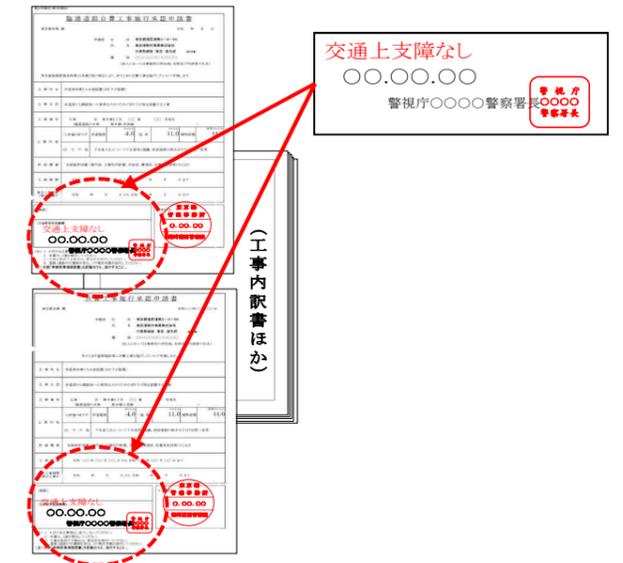
3 申請書作成確認受付

作成していただいた申請書に道路管理者としての下図の**確認受付印**を押印します。
作成部数は**2部**で、ご持参ください。



4 所轄警察署承認

確認印が押された申請書を**2部**所轄の警察署に提出してください。後日、下図の確認印が押された申請書が**1部**返却されます。



5 申請(メール)

申請書の押印不要。
申請先メールアドレス
douro_sinsei@section.metro.tokyo.jp
持参でも可。

(送信は2MB以内としてください。そうでない場合は、分割するか、ファイル転送サービス等にてお送りください。)

承認書は書面にて交付します。

警察署より返却された申請書(警察承認押印)1部を再度、提出してください。